

紛争解決条項のヒント

準拠法条項と仲裁条項に関する契約交渉 (3)

第〇〇条 準拠法

この契約は日本法に準拠し、解釈されるものとする。

第〇〇条 紛争解決

この契約から又はこの契約に関連して生ずることがあるすべての紛争、論争又は意見の相違は、一般社団法人日本商事仲裁協会の商事仲裁規則に従って、仲裁により最終的に解決されるものとする。仲裁地は東京（日本）とする。仲裁手続は日本語によって行なう。

今月号も引き続き、準拠法条項と仲裁条項に関する契約交渉についての説明です。これまで紛争解決手続では、①準拠法、②仲裁機関、③仲裁地、④言語が主要な要素であり、これらに優先順位を付けること、利用しようとする仲裁規則について、別段の合意をしない限り適用される定め（デフォルト・ルール）が自社に有利か否かについて事前に調べておくことを説明しました。

今月号では、②の仲裁機関の決定に関する相手方との交渉について考えます。世界には数多くの仲裁機関があり、仲裁条項に、どの仲裁機関を定めるかは当事者の合意により決定することができます。仲裁に慣れた語学に堪能なスタッフがいる企業であれば、外国の仲裁機関でもよいですが、そうでないならば日本語で事務局に相談ができるJCAAを仲裁機関として提案することをお勧めします。

日本企業がロシア企業との間でロシアの仲裁機関を指定する仲裁条項を含む契約を締結してしまうと、ある日突然、ロシアの仲裁機関からロシア語の文書を受け取るという事態が生じ得ます。ロシア企業と取引をしている以上、多少はロシア語は読めるとしても、法律用語が多く含まれた文書を正確に理解することは困難だろうと思います。その文書が仲裁申立ての通知であれば、答弁書の提出期限が記載されていることがあり、速やかな対応を要します。また、当該仲裁機関の規則を読んで、手続言語の選択についての申立てができるのか否かの確認を要します。仲裁合意をしている以上、仲裁を申し立てる側だけでなく申し立てられる側に立つこともあります。申し立てる場合には十分に時間をかけて弁護士と相談して準備をして手続を行うことができますが、被申立人になる場合には、突然のことで、まさに時間との戦いになります。何か分からないことがあれば日本語で問い合わせができることは大きなアドバンテージです。

日本企業が外国企業にJCAA仲裁を提案しても、すんなり受け入れてくれないかもしれません。だからといって、簡単に引き下がるべきではありません。①JCAAの仲裁であっても、仲裁人として外国人を選任してよく、JCAAのウェブサイトに掲載されている仲裁人候補者のリストを示して¹⁾、指名されれば受任する意思を予め表明している外国籍の候補者は200名以上いること(リスト外から選ぶことも可能です)、②仲裁手続言語も日本語とは限らないこと(英語のほか、中国語で手続をした事件もあります)、③JCAAには3つの仲裁規則があり、もしJCAAの仲裁規則を使うことに抵抗があるのであれば、国連の国際商取引委員会（UNCITRAL）が作成した仲裁規則「UNCITRAL仲裁規則」を使って手続をすることも可能であること²⁾、などを提案してみてもいいでしょうか。

1) <https://www.jcaa.or.jp/en/arbitration/candidate.html>

2) UNCITRAL仲裁規則（2010）+UNCITRAL仲裁管理規則（2019）に基づく仲裁手続。この規則を指定する仲裁条項のモデルは、<https://www.jcaa.or.jp/arbitration/clause.html>を参照。